

設問 1

ア：× イ：○ ウ：○ エ：327の2 オ：○ カ：× キ：ク：○ ケ： コ：36
1－2

設問 2

第 1 甲社は B に対して何らかの責任追及をすることができるか。

1 甲社は大阪北部において和洋菓子の製造及び販売を業とする会社であり、その取締役の B は大阪南部の和菓子メーカーである乙社の 90%株主かつ代表取締役に就任した。大阪の北部と南部で場所が異なるが、B の行為は「株式会社の事業の部類に属する取引」（会社法（以下法名省略）356 条 1 項 1 号）といえるか。

（1）甲社は確かに、大阪北部における和洋菓子の会社である。しかし、令和 3 年 4 月には事業規模拡大を考え、大阪南部への進出を取締役会決議で決定していた。また、具体的に工場設立のための適切な土地、大阪南部の地元菓子メーカーの身売りを探しており、仲介業者にその旨を伝え、具体的に動いていたことから、B の行為は「株式会社の事業の部類に属する取引」といえる。

2 甲社は取締役会設置会社であるから、取締役会において、当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない（356 条 1 項柱書、365 条 1 項）。

（1）B は当該行為について、取締役会の承認を得たといえるか。

（2）確かに、B は甲社取締役会において、乙社が和洋菓子メーカーであることを示して乙社の経営に関与することにつき了承を得ている。しかし、B は、乙社が大阪南部の会社であること、身売り話があったことは伏せている。甲社は大阪南部で身売りしている和洋菓子の会社を探していたことから、その旨を伝えていたら、A、C は了承しなかったと考えられるから、B が伏せていた事実は「重要な事実」（356 条 1 項柱書）といえる。よって、B は「当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受け」たとはいえない。

（3）以上より、B は「その任務を怠った」として、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う（423 条 1 項）。

3 損害賠償額はいくらになるか。

（1）423 条 2 項は、取締役が競業取引を 356 条 1 項に違反して行ったときは「当該取引によって取締役、執行役又は第三者が得た利益の額は」423 条 1 項の損害の額と推定する、と定められている。

まず、B 自身は乙社から 1 年間で取締役報酬として 2000 万円を受け取っている。また、乙社は B が取締役にになって以降、1 億 5000 万円の純利益を上げている。

よって、損害の額は 1 億 7000 万円といえる。

（2）以上より、損害賠償額は 1 億 7000 万円である。

以上